

BRANTECT byGMO サービス約款

BRANTECT byGMO サービス約款（以下、「本約款」という。）は、GMOブランドセキュリティ株式会社（以下、「当社」という。）が提供する「BRANTECT byGMO」サービス（以下、「BRANTECT」という。）を円滑かつ適切に運用するために定めるものであり、当社と BRANTECT の利用者（以下、「利用者」という。）との間で BRANTECT の利用に関して生じる一切の事由に対して適用される。利用者は BRANTECT の利用申込みの前に必ず本約款の内容を確認し、申込みに当たっては本約款の内容を理解し、承諾したものとみなす。

第1条(総則)

1. 当社は本約款に基づき利用者に対して、利用者が BRANTECT を利用することができる権利を許諾し、利用者は本約款に従い BRANTECT を利用するものとする。
2. 当社及び利用者（以下、「当事者」という。）は、本約款により負う義務を誠実に履行し、相互に協力して BRANTECT を推進するものとする。
3. 当事者間の BRANTECT の対価及び利用内容その他の事項については、次条で定める。

第2条(サービス内容)

1. 当事者は別紙に記載された、ユーザー数によって適用されるサービスプラン、及び利用者が選択した追加機能によって定められる BRANTECT の内容に従い、利用者は BRANTECT を利用し、当社は BRANTECT を提供するものとする。
2. 利用者は、BRANTECT の利用中にユーザー数の増減が生じる場合、事前に当社に通知するものとする。
3. 前項の通知に対し、当社がユーザー数の増減を承諾した場合、即日サービスプランの変更を実施するものとする。
4. 利用者が、当社の提供する商標及びドメインに関するサービスを別途受ける場合、当社は、その業務に必要な範囲内で、既存のデータの数値を変更することができるものとする。

第3条(対価)

1. 利用者は、当社による BRANTECT の対価として、前条第1項によって定められるサービスプラン、及び利用者が選択した追加機能に従って定められる金額（以下、「対価」という。）、及び消費税法及び関連法令によって定められる消費税等を合わせ、別途当社が定める時期・方法により、当社に支払うものとする。
2. 前条第3項その他の事由によって月中にサービスプランが変更された場合、日割り計算によって当該月の対価を計算するものとする。

3. 利用者が本契約に基づき当社に対して負担する金銭債務の弁済を遅延したときは、弁済期の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。
4. 利用者は、理由の如何にかかわらず、本契約が本契約期間中に終了した場合には、第1項に定める対価に当該終了時までになされた BRANTECT の履行割合を乗じた金額を、対価として当社に支払う。但し、その終了が利用者の責めに帰すべき事由によるときは、対価の全額を支払う。

第4条(アカウントの保有と管理)

1. 当社は、利用者に所属するユーザーに対し、ユーザーID 及びパスワード（以下、両者を併せて「アカウント」という。）を発行し、各ユーザーはこれを保有するものとする。
2. 利用者は、各ユーザーに対してアカウントを第三者に譲渡又は貸与させず、譲渡又は貸与により生じた結果について、一切の責任を負うものとする。
3. 利用者は、アカウントの不正利用の防止に努め、その管理について一切の責任を負うものとする。
4. 当社は、各ユーザーの登録メールアドレスやパスワードが第三者により利用されたことによって生ずる利用者の損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。

第5条(禁止事項)

1. 利用者は BRANTECT を利用するにあたり、下記に該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 当社又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権及びその他の権利ならびに財産を侵害する行為
 - (2) 当社又は第三者の肖像権又はプライバシーを侵害する行為
 - (3) 当社又は第三者に不利益又は損害等を与える行為
 - (4) 第三者の個人情報の売買又は譲受に当たる行為
 - (5) 当社又は第三者を不当に差別し、誹謗中傷若しくは侮辱する行為、又はこれらを助長する行為
 - (6) 当社若しくは第三者、又は BRANTECT を含む当社若しくは第三者が提供するサービスの信用又は名誉を毀損する行為
 - (7) 公序良俗に反する行為、又はそれを助長する行為
 - (8) 公序良俗に反する情報を表示等する行為
 - (9) 法令、政令、省令、規則、命令若しくは条例、又は会員の事業若しくは BRANTECT の提供に関連する監督団体・業界団体等の策定する規約、規則、ポリシー若しくはガイドライン（併せて以下、「法令等」といいます。）、又は本規約等若しくは当社との間の取引に関する契約等に違反する行為

- (10) 詐欺、児童売買春、預貯金口座若しくは携帯電話の違法な売買等その他の犯罪行為、若しくはこれらに結びつく行為、又はそれらの行為を教唆、幫助等する行為
- (11) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を表示等し、若しくはこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示若しくは送信する行為
- (12) 薬物犯罪、規制薬物若しくは指定薬物等の乱用に結びつく行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売すること等が禁止若しくは制限されている医薬品等を販売等する行為
- (13) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付、その媒介その他貸金業若しくはその広告を行う行為
- (14) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫その他の違法行為を請け負い、仲介し、誘引し又は第三者に対して依頼する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報その他社会通念上、第三者に嫌悪感を抱かせる情報を表示等する行為
- (18) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は自殺の手段等を紹介する行為
- (19) 事実に反し、又は反するおそれのある情報を表示等する行為
- (20) 当社又は第三者が表示等する情報を不正に改竄し、又は消去する行為
- (21) 第三者になりすまして BRANTECT を含む会員サービスを利用する行為、又は情報を表示等する行為
- (22) 不正な目的をもって BRANTECT を含む会員サービスを利用する行為
- (23) コンピューターウイルス等の有害なプログラム等を、BRANTECT を含む会員サービスを通じて、又は会員サービスに関連して使用する行為、又は表示等する行為
- (24) BRANTECT を含む会員サービス及び当社が提供する他のサービスの運営を妨げる行為
- (25) 法令等に別段の定めがある場合を除いて、事前の同意を得ることなく第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上第三者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (26) 当社又は第三者の設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為
- (27) 選挙運動に関する行為
- (28) BRANTECT を含む会員サービスを利用して、会員サービスと同様のサービス、関連サービスその他当社が提供するサービスと同様のサービスを提供する行為、又は再販売する行為

- (29) 前各号に定める行為を、第三者をして行わせる行為、又は第三者が前各号に定める行為を行うことを助長する行為
- (30) 前各号の他、当社が不適切であると判断する行為
- 2. 利用者が前項の禁止事項に違反したことにより当社又は第三者に生ずる損害について、利用者が責任を負うものとする。

第6条(連絡先情報変更の通知)

- 1. 利用者は、連絡先情報（担当者名、電話番号、電子メールアドレス）に変更が生じた場合、当社に対し速やかに通知を行う。
- 2. 利用者が前項の通知を怠ったことにより、当社からの連絡が延着し、又は到着しなかった場合、これにより生じた利用者の損害について、当社は責任を負わない。

第7条(BRANTECTの停止)

- 1. 当社は、下記のいずれかの事由に該当する場合には、利用者に事前に通知することなく BRANTECT の提供を一時的に停止することができる。
 - (1) サーバ、通信回線若しくはその他の設備の故障、障害が発生した場合
 - (2) システム（通信回線や電源、それらを収容する建築物などを含む）の保守、点検、修理、又は変更を行う場合（但し、定期的な保守等については BRANTECT 上で事前に通知する。）
 - (3) 火災、停電等により BRANTECT の提供が不可能又は著しく困難となった場合
 - (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により BRANTECT の提供が不可能又は著しく困難となった場合
 - (5) その他、運用上又は技術上の理由により、当社が BRANTECT の停止を必要と判断した場合
- 2. 当社は、前項に掲げるいずれかの事由に該当する場合において、BRANTECT を停止したことにより利用者又は第三者に生じた損害について、責任を負わない。

第8条(報告)

当社は、BRANTECT の運用状況、その他利用者が報告を求めた BRANTECT に関する事項を、遅滞なく利用者に報告するものとする。

第9条(免責事項)

- 1. 当社は、本システムの仕様の追加、変更、又は BRANTECT の中断、終了によって生じた損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。不正アクセス、アクセス過多、その他予期せぬ要因で表示速度の低下や障害等が生じた場合も同様とする。
- 2. 当社は、本システムを通じて登録、提供される情報等の消失について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

3. 当社は、技術的に相当な安全措置を超える不正アクセスにより、データが消失、改変、若しくは漏洩した場合、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。
4. 当社は、BRANTECT の内容を通じて利用者が得る情報等の完全性を保証しない。
5. 当社は、利用者が、BRANTECT 上に構築したデータの正確性につき責任を負わない。利用者が、データのアップロード業務を当社に委託する場合についても同様とする。

第 10 条(企業の社会的責任)

1. 当社及び利用者は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団ならびにその関係団体等をいう。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し若しくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、自らの主要な出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証するものとする。
2. 当社及び利用者は、前項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。
3. 当社及び利用者は、相手方が第 1 項に違反した場合、催告その他なんらの手続を要することなく、直ちに BRANTECT に関する契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
4. 前項による解除は、解除者の被解除者に対する損害賠償請求をなんら妨げるものではない。
5. 第 3 項による解除によって被解除者に損害が発生した場合でも、解除者はなんら責任を負わないものとする。

第 11 条（個人情報の取扱い）

1. 利用者が BRANTECT の利用に際し個人情報を当社に提供する場合、当社は、個人情報を本条各項の定めるところにより取り扱うものとする。なお、本約款において「個人情報」とは、氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス等、特定の個人を識別できる情報をいう。
2. 利用目的
当社は、取得した個人情報を以下の目的で利用する。
 - (1) 見積、請求その他取引に関するご連絡
 - (2) 業務遂行に関するご連絡
 - (3) お問い合わせへの対応
 - (4) アンケートの実施
 - (5) サービス・製品開発のための調査・分析
 - (6) サービス、セミナー、展示会のご案内
 - (7) メール配信、ダイレクトメール、テレマーケティング等のマーケティング活動

3. 第三者提供

当社は、以下の場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供しないものとする。第2号に基づき当該個人情報の本人（以下、単に「本人」という。）の同意を得て第三者に個人情報を提供する場合は、当該第三者と個人情報の保護に関する契約を締結し、適切な管理を行う。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 本人の同意がある場合
- (3) 司法機関や行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合

4. 共同利用

当社は、以下のとおり個人情報を共同利用することがある。

- (1) 共同利用する者の範囲：GMOインターネットグループ株式会社およびその関連会社
- (2) 利用目的：上記「利用目的」と同様
- (3) 共同利用する個人情報の項目：氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号、契約情報等
- (4) 管理責任者：GMOインターネットグループ株式会社

5. 安全管理措置

当社は、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じる。

6. 開示・訂正・削除等の請求

本人は、当社が保有する自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等を求めることができる。これらの請求については、当社所定の手続きにより対応する。

7. 前六項に定める他、当社所定の個人情報を当社所定の個人情報保護方針

(<https://brandsecurity.gmo/privacy/>) に従って取り扱うものとする。

第12条(目的外使用の禁止、秘密保持)

1. 当事者は、BRANTECT の運用の過程で知った相手方の技術上及び営業上の事実・情報であって、秘密である旨を明示したもの（以下、「秘密情報」という。）を、BRANTECT の運用及び本約款に基づく義務の履行以外の目的に使用してはならない。
2. 当事者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって保持し、相手方の事前同意なしに、BRANTECT その他本約款に基づく義務の履行のために秘密情報を知る必要のある自己の役員及び被用者ならびに弁護士等法令上守秘義務を負う専門家以外に開示等してはならない。
但し、秘密情報を受け取った者（以下、「情報受領者」という。）が、秘密情報を開示した者（以下、「情報開示者」という。）に対し、次の各号のいずれかに該当することを自ら証明できる場合については、この限りではない。
 - (1) 情報受領者が当該秘密情報を知得した時点において、既に公知又は保有していた場合

- (2) 情報受領者が当該秘密情報を知得した後、情報受領者の責に帰し得ない事由により公知となった場合
 - (3) 情報受領者が、当該秘密情報の知得前又は知得後に、第三者より秘密保持義務を負うことなく知得した場合、又は秘密情報に依拠せず独自で創作した場合
 - (4) 情報開示者が、情報受領者に対し、当該秘密情報の開示又は目的外の利用を、書面により許諾した場合
 - (5) 情報受領者が、司法機関・行政機関などの公的機関若しくは監査法人から、法令等の定めに基づく情報開示請求を受け、それに従い開示する場合
3. 甲及び乙は、本契約が理由の如何を問わず終了した場合、相手方から請求された場合、又は秘密情報を保有する必要がなくなった場合は、秘密情報（複製物を含む。）を直ちに相手方に対して返還するものとし、又は相手方の指示に従って消去又は廃棄するものとする。

第 13 条 (第三者の権利侵害)

- 1. 当社は、BRANTECT の遂行にあたり、第三者が有する特許権等の産業財産権、著作権及びその他の権利（以下、「第三者の権利」という。）に抵触しないよう留意するものとする。
- 2. 当社は、BRANTECT の遂行にあたり第三者の権利を侵害した場合、又は侵害する具体的なおそれが生じた場合には、直ちにその旨を利用者に通知し、利用者に対し損害を及ぼさないよう努める。但し、第三者の権利との抵触が利用者の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではない。

第 14 条 (権利義務の譲渡等の禁止)

当事者は、事前に相手方の書面（電子メールを含む）による事前の承諾を得ることなく、BRANTECT に関する契約上の地位、権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、又は処分してはならない。

第 15 条 (通知義務)

利用者又は当社に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、又は該当するおそれがある場合には、直ちに相手方にその旨を書面で通知するものとする。

- (1) 商号、代表者、本店・担当営業所の所在地その他重要な組織変更
- (2) BRANTECT に関連する事業の譲渡、その他経営上の重大な変更
- (3) 第 17 条第 1 項各号に掲げる事項

第 16 条 (契約違反)

- 1. 当事者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、書面（電子メールを含む）により相当の期間を設けて催告した後相当期間を経過したにもかかわらず、いまだ当該事態が是正されないときは、自らの債務を履行することなく

BRANTECT に関する契約を解除し、併せて被った損害の賠償を第 19 条に基づき当該相手方に請求できるものとする。

- (1) 正当な事由なく本約款に違反したとき
 - (2) その他著しく信義則に反する行為があったとき
2. 第 3 条第 4 項にかかわらず、利用者が、BRANTECT に関する契約の解除を申し入れた場合、利用者は BRANTECT のうち完了した部分についてはサービスプランに定める委託料を支払い、いまだサービスが完了していない部分については、解除時において既に発生した費用として当社が利用者に対して請求する額を支払うものとする。

第 17 条（契約の終了）

1. 利用者又は当社は、前条に定める他、相手方に次の各号記載の事由のいずれかが生じた場合、なんらの催告なくして、直ちに BRANTECT に関する契約の全部又は一部を解除し、併せて損害を被った場合には前条第 2 項の趣旨を準用し、かかる損害の賠償を相手方に請求できるものとする。
 - (1) 支払いの停止又は支払い不能があったとき
 - (2) 債務者として、重要な財産について、仮差押え、仮処分、保全差押え、差押の命令又は通知が発送されたとき
 - (3) 破産手続、特別清算手続、民事再生手続又は会社更生手続等の開始の申立てがあったとき
 - (4) 解散、合併、会社分割、減資、営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議があったとき、又は決議によらない解散がなされたとき
 - (5) 監督官庁による、営業に必要な許認可等の取消又は喪失、営業停止等の処分がなされたとき。
 - (6) 信用・資力が著しく低下したとき、又は信用・資力に重大な悪影響を及ぼす営業上の変更があったとき
 - (7) 前各号のいずれかの事由が発生する客観的かつ合理的な可能性がある場合
2. 当事者は、前項各号のいずれかに該当する場合、相手方に対して負担する一切の債務（但し、本契約上の債務に限定されず、かつ金銭債務に限定されない。）につき当然に期限の利益を失い、直ちに相手方に対して全ての債務を弁済しなければならない。

第 18 条（BRANTECT の廃止）

1. 当社は、当社が BRANTECT の提供を廃止すべきと合理的に判断した場合、BRANTECT の提供を廃止することができる。
2. 前項の場合、当社は利用者が BRANTECT 上に格納したデータをエクスポートするための合理的な範囲におけるサポートを提供する。
3. 第 1 項の場合、前項に定める他、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとする。

第 19 条（損害賠償）

当事者が本約款に違反したことにより、相手方が損害を被った場合、損害を受けた相手方は、利用者が選択したサービス提供に係る委託料を上限として賠償を求めることができる。但し、当該当事者に故意又は重過失あるときは、当該上限は適用されないものとする。

第 20 条（否定）

本約款中の各条に設けた見出しは、便宜上のものであり、各条項の範囲を定め、制限し、解釈し、記述するものではなく、当該条項の効力に一切影響を与えない。

第 21 条（契約期間）

1. BRANTECT の有効期間は、申込書記載の利用開始日から 1 年間とする。
2. 当事者の一方が有効期間満了の 2 ヶ月前までに、相手方に対し契約の終了又は変更の書面（電子メールを含む）による通知をした場合を除き、有効期間は自動的に有効期限日の翌日から 1 年間延長され、以後も同様とする。

第 22 条（完全合意）

本約款は、両当事者の完全合意を構成し、BRANTECT に関する両当事者の一切の事前合意及び了解事項に優先する。

第 23 条（改定）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき本規約を随時変更できるものとする。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されるものとする。
 - (1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期をユーザーに通知、BRANTECT 上への表示その他当社所定の方法によりユーザーに周知するものとする。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後にユーザーが BRANTECT を利用した場合又は当社所定の期間内にユーザーが解約の手続きをとらなかった場合、当該ユーザーは本規約の変更に同意したものとする。

第 24 条（準拠法、合意管轄）

1. 本約款は、日本法に準拠し、各条項は同法に従って解釈されるものとする。

2. BRANTECT に関する義務の履行等に関して、当事者に訴訟の提起・調停の申立て等の必要が生じた場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所とする。

第 25 条（残存条項）

BRANTECT の提供が終了した後においても、第 3 条（対価）第 3 項及び第 4 項、第 4 条（アカウントの保有と管理）第 2 項乃至第 4 項、第 5 条（禁止事項）第 2 項、第 6 条（連絡先情報変更の通知）第 2 項、第 7 条（BRANTECT の停止）第 2 項、第 9 条（免責事項）、第 10 条（企業の社会的責任）第 4 項及び第 5 項、第 12 条（目的外使用の禁止、秘密保持）、第 14 条（権利義務の譲渡等の禁止）、第 16 条（契約違反）、第 17 条（契約の終了）第 1 項、第 18 条（BRANTECT の廃止）第 3 項、第 19 条（損害賠償）、第 23 条（改定）、第 24 条（準拠法、合意管轄）及び本条については、効力を失わない。

第 26 条（協議事項）

本約款につき、定めのない事項若しくは条項の解釈に関する疑義が生じた場合、両当事者は誠意をもって協議し、これを決定する。

第 27 条（効力発生日）

本約款は、2025 年 9 月 1 日から効力を生ずる。

以上

別紙<サービスプラン>

基本プラン<案>

プラン (注 1)	クラウド形態	ユーザー数 (最小単位)	単価 (税別)	利用料 (税別) (注 2)
Free	Public クラウド	0～	月額 ¥0	月額 ¥0
Standard	Public クラウド	5～	月額 ¥1,200	月額 ¥6,000～ (年額 ¥72,000～)
Professional	Public クラウド	10～	月額 ¥1,800	月額 ¥18,000～ (年額 ¥216,000～)
Enterprise	Public クラウド	50～	月額 ¥2,500	月額 ¥125,000～ (年額 ¥1,500,000～)

(注)

1. プランはユーザー数により定められるものとする。
2. 月中にサービスプランが変更された場合、日割り計算により当該月の金額を定める。

各項目の基本機能は次の通りとする。但し、当社は予告なく機能の追加、変更、廃止を行うことができるものとする。

1. 基本機能

機能（概要）	機能（詳細）
権利管理 (ドメイン管理のみ)	ドメイン情報管理機能
	ダッシュボード表示機能
	ウェブサイト管理機能
	SSL 管理機能
	VMC 管理機能
	ブランド管理機能 (PROFESSIONAL、ENTERPRISE のみ)
検索 (ドメイン管理のみ)	Whois (権利情報) 検索
BRANTECT 設定・ヘルプ	承認機能 (PROFESSIONAL、ENTERPRISE のみ)
	2FA 機能
	オンラインサポート (無人/メール) 機能

2. 商標追加機能（有償）

機能（概要）	機能（詳細）	金額（月額・税別）
権利管理	商標管理機能	¥30,000
	商標画像管理機能	
	タスク管理機能	
	コスト管理機能	
	ダッシュボード表示機能	
項目管理カスタマイズ	調査管理機能	¥10,000
	カスタム項目設定機能	¥10,000
	ネーミング管理機能	¥30,000
データ登録	JPO 連携機能	¥2,000/1 人

3. ドメイン追加機能（有償）

機能（概要）	機能（詳細）	金額（月額・税別）
項目管理カスタマイズ	カスタム項目設定機能 (PROFESSIONAL、ENTERPRISE のみ)	¥10,000
脆弱性診断	ネット de 診断 API バンドル版 (Weekly) 診断頻度：週次	¥900/1FQDN
	ネット de 診断 API バンドル版 (Monthly) 診断頻度：月次	¥300/1FQDN
データ登録	マルチ DNS マネージャー機能 (PROFESSIONAL、ENTERPRISE のみ)	¥10,000/1 人

4. 共通追加機能（有償）

機能（概要）	機能（詳細）	金額（月額・税別）
BRANTECT 設定・ヘルプ	外部認証連携（SAML）オプション	¥30,000
	システム監査ログオプション	¥30,000

以 上